

パンフレット

2024年12月版

終身保険〔低解約払戻金型〕

未来の自分が決める保険

WAYS
ウェイズ将来のニーズにあわせて
保障を選べる
終身保険

死亡保障

年金
コース介護年金
コース医療保障
コース

契約年齢*

0歳～満70歳

*契約内容により異なります。

この保険は、「死亡時の保障、貯蓄(教育資金や老後生活資金準備など)、介護や障がいの保障、病気やケガの保障(がんや重大疾病の保障も含む)」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。**はお客さまにとくにご確認ください項目です。**

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

「生きる」を創る。
Aflac

- お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 「パンフレット」は大切に保管してください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り扱いが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り扱いに影響を与えることはありません。

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・
ご相談ならびに苦情についてアフラックコールセンター **0120-555-027**

月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
<募集代理店>

◎この「パンフレット」にある保障内容などは、契約日が2024年12月2日以降の保険契約に適用となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります)。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>

No.B24A112 24.12(新)

B24A112

AF金ツ課-2024-0099 10月1日

アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

平準払(月払)

死亡保障を備えながら将来のための資金を毎月、積立感覚で準備できます。

特長① 一生涯の「死亡保障」を備える

契約当初から、万一の場合に、設定した死亡保険金または高度障害保険金をお受け取りいただけます。一生涯の「死亡保障」で、万一の場合の葬儀関連費用やご家族の生活費などに備えられます。

【相続税非課税枠を活用できます】

- 死亡保険金には、相続税非課税枠があります。
- 税法上の取り扱いについては、13ページ[Q4]をご確認ください。

特長② 未来の自分が選べます

お申し込み時に決める必要はなく、将来、必要な保障にあわせ、ご希望のコースを選択できます。

死亡

年金

介護

医療

- 選択できるコースや選択時期などについては、5～6ページをご確認ください。

特長③ 解約払戻金を活用できます

老後資金として

解約払戻金を、ご自身のセカンドライフの資金などにご活用いただけます。

教育資金として

解約払戻金を、お子さまの教育資金としてご活用いただけます。

ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、保険金額や解約払戻金が払込保険料総額を下回る場合がありますのでご注意ください。

支払った保険料が生命保険料控除制度の対象となります

生命保険料控除制度とは、1年間の払込保険料の一定額を所得税と住民税の対象となる所得から控除できる制度です。

払込保険料は、**一般生命保険料控除**の対象となります。

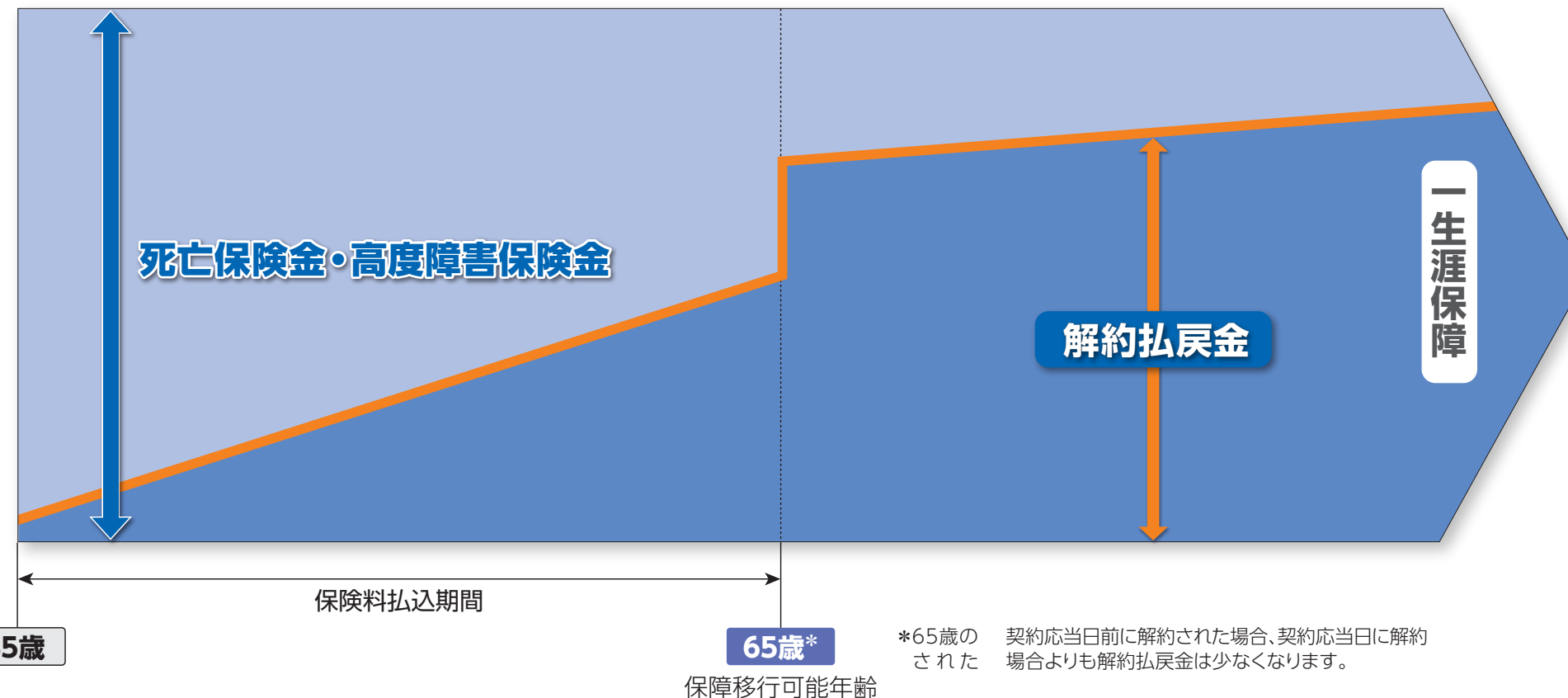


平準払(月払)の例

ご契約例 契約者・被保険者：45歳

- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：65歳払済
- 保障移行可能 年齢：65歳

イメージ図：「死亡保障」をそのまま継続した場合



以下からご選択いただけます

■死亡保険金額

- 200万円～2,000万円
(保険料建の場合、125万円以上から)
※告知書扱の範囲内でご契約いただけます。
※被保険者の年齢により異なります。
※保険金額500万円以上より保険料の高額割引制度が適用されます。
保険料の割引には以下の2種類があります。
①保険金額500万円以上1,000万円未満
②保険金額1,000万円以上
※保険料建・保険金建からご選択いただけます。
詳しくは11ページ[Q1]をご確認ください。

■保険料払込期間

- 歳払済 (60歳・65歳・70歳・75歳・80歳)
- 年払済 (10年・15年・16年・17年・18年)
※保険料建の場合、75歳払済・80歳払済のお取り扱いはありません。

■保障移行可能年齢

- 60歳・65歳・70歳・75歳・80歳
※保険料建の場合、75歳・80歳のお取り扱いはありません。

■保険料払込方法

- 月払・半年払・年払から選択できます。

●保険料払込期間中の解約払戻金額をアフラック規定により計算した解約払戻金の70% (既払込保険料に対する割合ではありません) に設定しています。
なお、保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなります。
●短期間で解約したときは解約払戻金はないかあってもごくわずかです。
●解約払戻金をお受け取りいただいた場合、その後の保障はありません。

●解約払戻金の受取額、戻り率などは、保険料・保険金額・性別・保険料払込期間・保障移行可能年齢・保険料払込方法・契約時の年齢・経過年数などにより異なります。
●具体的な保険料・保険金額・戻り率などについては設計書をご確認ください。

一括払 (全期前納)

まとまった資金を活用し、死亡保障を備えながら将来のための準備ができます。

特長① 一生涯の「死亡保障」を備える

契約当初から、万一の場合に、設定した死亡保険金または高度障害保険金をお受け取りいただけます。一生涯の「死亡保障」で、万一の場合の葬儀関連費用やご家族の生活費などに備えられます。

【相続税非課税枠を活用できます】

- 死亡保険金には、相続税非課税枠があります。
- 税法上の取り扱いについては、13ページ[Q4]をご確認ください。

特長② 未来の自分が選べます

お申し込み時に決める必要はなく、将来、必要な保障にあわせ、ご希望のコースを選択できます。

死亡

年金

介護

医療

- 選択できるコースや選択時期などについては、5～6ページをご確認ください。

特長③ 解約払戻金を活用できます

老後資金として

解約払戻金を、ご自身のセカンドライフの資金などにご活用いただけます。

教育資金として

解約払戻金を、お子さまの教育資金としてご活用いただけます。

ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、保険金額や解約払戻金が払込保険料総額を下回る場合がありますのでご注意ください。

支払った保険料が生命保険料控除制度の対象となります

生命保険料控除制度とは、1年間の払込保険料の一定額を所得税と住民税の対象となる所得から控除できる制度です。

払込保険料は、**一般生命保険料控除**の対象となります。

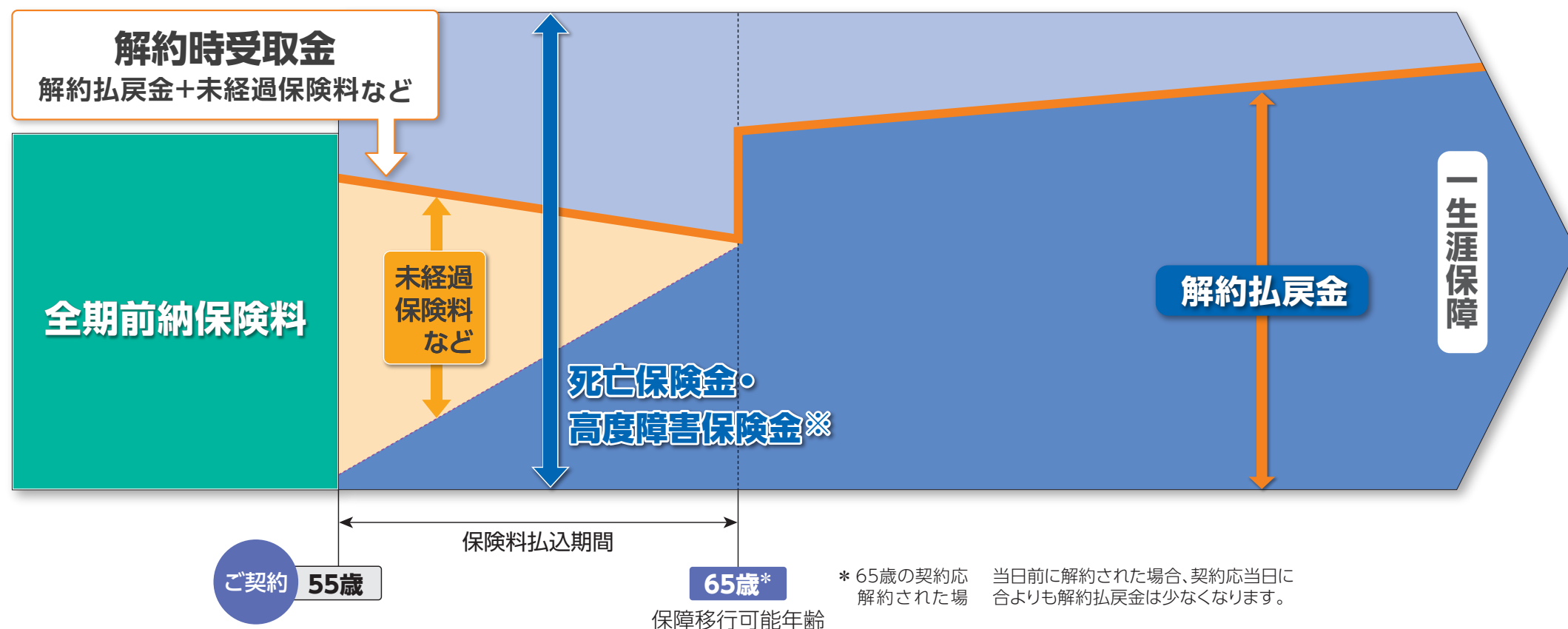
※一括払 (全期前納) の場合、保険料払込期間の満了日までの間、契約応当日ごとに充当されるその年の保険料が、毎年の生命保険料控除の対象となります。

一括払 (全期前納) の例

ご契約例 契約者・被保険者：55歳

●保険期間：終身 ●保険料払込期間：10年払済 ●保障 移行可能年齢：65歳

イメージ図：「死亡保障」をそのまま継続した場合



※保険料払込期間中に死亡した場合は、死亡保険金に加えて未経過保険料などをお受け取りいただけます。

* 65歳の契約応当日に解約された場合、当日前に解約された場合、契約応当日に合よりも解約払戻金は少なくなります。

以下からご選択いただけます

■死亡保険金額

- 200万円～2,000万円（保険料建の場合、125万円以上から）
- ※告知書扱の範囲内でご契約いただけます。
- ※被保険者の年齢により異なります。
- ※保険金額500万円以上より保険料の高額割引制度が適用されます。
- 保険料の割引には以下の2種類があります。
- ①保険金額500万円以上1,000万円未満
- ②保険金額1,000万円以上
- ※保険料建・保険金建からご選択いただけます。
- 詳しくは11ページ[Q1]をご確認ください。

■保険料払込期間

- 歳払済 (60歳・65歳・70歳・75歳・80歳)
- 年払済 (10年・15年・16年・17年・18年)
- ※保険料建の場合、75歳払済・80歳払済のお取り扱いはありません。

■保障移行可能年齢

- 60歳・65歳・70歳・75歳・80歳
- ※保険料建の場合、75歳・80歳のお取り扱いはありません。

- 一括払 (全期前納) とは、保険料払込期間の満了日までの保険料を契約時に一括してお払い込みいただくお取り扱いです。

※契約時に一括でお払い込みいただいた保険料 (全期前納保険料) は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。

- 保険料払込期間中の解約払戻金額をアフラック規定により計算した解約払戻金の70% (既払込保険料に対する割合ではありません) に設定しています。なお、保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなります。
- 短期間で解約したときは解約払戻金はないかあってもごくわずかです。一括払 (全期前納) の場合、保険料払込期間中に解約したときは、解約払戻金と未経過保険料などを解約時受取金としてお支払いします。解約時受取金は、多くの場合、全期前納保険料を下回ります。

- 解約払戻金をお受け取りいただいた場合、その後の保障はありません。
- 解約払戻金の受取額、戻り率などは、保険料・保険金額・性別・保険料払込期間・保障移行可能年齢・保険料払込方法・契約時の年齢・経過年数などにより異なります。
- 具体的な保険料・保険金額・戻り率などについては設計書をご確認ください。

WAYSのコース変更について

WAYSなら、将来のニーズにあわせてコースを選択することができます。どのコースを選択しても、かけすてではありません。

商品のしくみ[イメージ図] ご契約例 保険料払込期間:65歳払済(保障移行可能年齢:65歳)



*1 ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

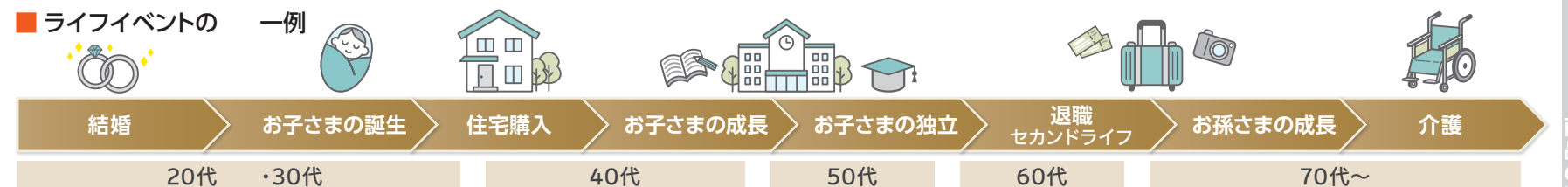


- コース変更後の保障内容・金額などは、保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。また、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保険のご契約時点で定まるものではありません。
- 「死亡保障」以外を選択された場合には、解約時の取り扱いや受取金額が異なります。

- コース変更時における死亡保険金額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。
- ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、保険金額や解約払戻金が払込保険料総額を下回る場合がありますのでご注意ください。
- 商品のしくみ・解約払戻金・戻り率などの推移や具体的な数値については、設計書をご確認ください。

将来のコース選択のポイント

WAYSは将来のニーズにあわせて、「死亡保障」の継続または、「年金」・「介護年金」・「医療保障」へのコース変更が可能です。



『万一のとき』への備え

「死亡保障」を継続

葬儀費用には、斎場利用料などの基本料金以外にも飲食費や返礼品の費用などがかかります。

葬儀費用の総額*1
(葬儀にかかる基本料金、飲食費、
返礼品の合計金額)

平均 **118.5万円**

お墓の購入価格*2
(樹木葬の場合)

平均 **63.7万円**

葬儀費用とお墓(樹木葬の場合)の購入価格の合計

合計 平均 **182.2万円**

*1 株式会社鎌倉新書「第6回 お葬式に関する全国調査(2024年)」
*2 株式会社鎌倉新書「第15回 お墓の消費者全国実態調査(2024年)」

『老後資金』への備え

「年金」コース

夫婦2人で老後生活を送るうえで必要と考える最低日常生活費は月額で平均**23.2万円**となっています。一方で、夫婦2人でゆとりある老後生活を送るために必要と考える老後生活費は月額で平均**37.9万円**です。

■ 老後の生活費

夫婦2人で老後生活を送るうえで
必要と考える最低日常生活費

月額平均 **23.2万円**

夫婦2人でゆとりある
老後生活を送るために
必要と考える老後生活費

月額平均 **37.9万円**

(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとにアフラック作成

年金コースの選択または、解約払戻金を老後資金としてもご活用いただけます。

解約払戻金を教育資金としてご活用いただけます。

お子さまの教育資金は、すべて国公立の場合約1,055万円、
すべて私立の場合は約2,528万円がかかります。

■ お子さまの教育費の目安

	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	
国公立	47万円	211万円	162万円	154万円	481万円	すべて国公立 1,055万円
私立	92万円	1,000万円	430万円	316万円	690万円 (文系の場合)	すべて私立 2,528万円

幼稚園・小学校・中学校・高校は文部科学省「子供の学習費調査(令和3年度)」をもとにアフラック算出
大学は日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(令和3年度)」をもとにアフラック算出

『介護』への備え

「介護年金」コース

介護状態になった場合、**介護の平均期間(5年1カ月)**でかかる費用は**平均約581万円**となっています。
月々の費用はもちろん、初期費用として**住宅改造や介護用ベッドの購入など一時的にかかる費用**もあるため、まとまったお金があると安心です。

■ 介護に要した平均費用

初期費用	継続的な費用	介護費用(1人あたり)
一時費用*3*4 平均 74万円	月々の費用*4*5 平均 8.3万円	介護期間*6 平均 61.1カ月(5年1カ月)
＝ 平均約 581万円		

*3 「掛かった費用はない」を0円として平均を算出
*4 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む
*5 「支払った費用はない」を0円として平均を算出
*6 過去3年間に、高齢で要介護状態(寝たきりや認知症など)になった家族や親族の介護の経験がある人に、介護を始めてからの期間(介護中の場合は経過期間)を尋ねたもの
(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとにアフラック算出

公的介護保険制度について

公的介護保険制度とは、介護が必要になった場合、所定の年齢から介護サービスを受けることができる社会保険制度です(費用の一部は自己負担となります)。

「介護年金」は要支援1からお受け取りいただけます。

公的介護保険制度にもとづく要介護度の目安

公的介護保険制度にもとづく要介護度は、介護を必要とする度合に応じて段階が定められています。認定は要支援1・2と要介護1～5の7段階に分かれています。

要介護度	身体の状態(例)
要支援1	食事や排泄などはほとんどひとりで行えるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。 入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
要支援2 要介護1	食事や排泄などはほとんどひとりで行えるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護2	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。 立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。 衣服の着脱は何とかなる。 物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護3	食事や排泄に一部介助が必要。 立ち上がりや片足での立位保持などがひとりできない。 入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。 いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4	食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。 立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護5	食事や排泄がひとりできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。 歩行や両足での立位保持はほとんどできない。 意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとにアフラック作成

その他 **医療保障コース** もあります。

支払事由

このようなとき、給付金などをお受け取りいただけます。

11～13ページの【Q&A】とあわせてご確認ください。
詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「死亡保障」 ※保障移行可能年齢の誕生日以降に到来する最初の年単位の契約応当日前も同様の支払事由となります。

保険金	支払事由	支払額
死亡保険金	死亡したとき	保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	

保険料の払込免除について	○保障が始まる日(責任開始期)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態になった場合、次回の払込期月以後の保険料のお払い込みは免除となります。この場合、付加している特約の保険料のお払い込みも免除となります。 ※対象となる身体障害状態は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
--------------	--

リビング・ニーズ特約について
被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に、被保険者に死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いする特約です。
■本特約の保険料のお払い込みは必要ありません。
■特約の内容は「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

「年金」コース (年金支払移行特約)

給付金など	支払事由	支払額	支払限度
年金	被保険者が、年金支払期間中に生存しているとき	基本年金額(年額)	年金支払期間中、毎年1回

「介護年金」コース (公的介護保険制度連動年金支払移行特約)

給付金など	支払事由	支払額	支払限度
公的介護保険制度連動年金	被保険者が、初めて公的介護保険の要介護認定または要支援認定を受けたとき	基準年金額(年額)	年金支払期間中、毎年1回

●「介護年金」コースは、お客さまにお受け取りいただける介護年金のもととなる金額(年金の原資)が「死亡保障」を継続した場合の解約払戻金を下回る場合には、「介護年金」コースへの変更は取り扱いません。

指定代理請求特約について

受取人が被保険者(保障の対象となる方)となっている保険金・給付金などについては被保険者自身が保険金・給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できる特約です。

- 本特約の保険料のお払い込みは必要ありません。
- 指定代理請求人として指定できる範囲、および特約の内容は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「医療保障」コース (医療保障移行特約(2009))

保障が始まる日(保障移行日)以後に、開始した入院・手術・放射線治療・先進医療が保障の対象となります。その他、アフラックにより基準を定めていますので、12ページ【Q2】をご確認ください。

給付金など	支払事由	支払額	支払限度
疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を目的として入院したとき	1日につき入院給付金日額	・病気・ケガそれぞれ1回の入院につき、最高60日まで ・病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで
手術給付金	①入院中に手術を受けたとき(③を除く)	1回につき入院給付金日額×10	・支払回数は無制限 ・一連の手術 ^{*1} については14日間に1回
	②外来による手術を受けたとき(③を除く)	1回につき入院給付金日額×5	
	③所定の重大手術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×40	支払回数は無制限
放射線治療給付金	新生物の治療を目的として、所定の放射線治療を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10	・支払回数は無制限 ・複数回受けた場合は、施術の開始日から60日に1回
先進医療一時金	病気・ケガで所定の先進医療 ^{*2} を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10	1年間に5回
健康祝金 ^{*3}	つぎのすべてに該当したとき ・5年ごとの期間が満了したときに生存しているとき ・5年ごとの期間中に継続10日以上入院に対する疾病・災害入院給付金の支払いがなかったとき	1回につき入院給付金日額×20	2回

※被保険者が死亡された場合は契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。

※1「一連の手術」とは
つぎの①②の両方に該当する手術のこと(例：下肢静脈瘤手術(硬化療法)、網膜光凝固術など)
① 同一の手術を複数回受けた場合
② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合

※2「先進医療」とは
厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

※3 健康祝金について
保障移行可能年齢ごとの「5年ごとの期間」や「支払時期」は下記のとおりです。

保障移行可能年齢	5年ごとの期間	支払時期
60歳	60～65歳、65～70歳	65歳時、70歳時
65歳	65～70歳、70～75歳	70歳時、75歳時
70歳	70～75歳、75～80歳	75歳時、80歳時
75歳	75～80歳、80～85歳	80歳時、85歳時
80歳	80～85歳、85～90歳	85歳時、90歳時

お支払いの対象にならない手術給付金・入院給付金などの詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q1 契約の取り扱い範囲を教えてください。

A1 ご契約のお取り扱い範囲について

- 金融機関などが募集代理店の場合、お取り扱い範囲は以下のとおりとなります。

保険料建の場合

最低保険料は以下の表のとおりです(取扱単位は1,000円となります)。

加えて、死亡保険金額は125万円以上、かつ告知書扱の範囲内のお取り扱いとなります。

<保険料建の場合の最低保険料>

保険料 払込方法	保険料払込期間 10年払済	保険料払込期間 15年・16年・17年・18年払済 60歳払済・65歳払済・70歳払済
月払	10,000円	5,000円
半年払	60,000円	30,000円
年払*1	100,000円	50,000円

*1 一括払(全期前納)の場合、全期前納保険料から算出された年払保険料が上記年払保険料の基準を満たす必要があります。

保険金建の場合

死亡保険金額は200万円以上100万円単位、かつ告知書扱の範囲内のお取り扱いとなります。

保険金建の場合、最低保険料はありません。

<告知書扱の場合の死亡保険金限度額>

被保険者の年齢	限度額*2
満14歳以下	1,000万円
満15歳以上満45歳以下	2,000万円
満46歳以上満65歳以下	1,200万円
満66歳以上満70歳以下	500万円
満71歳以上満85歳以下	お取り扱いはありません

*2 過去3年以内に告知書扱で契約したアフラックの死亡保険金額などの通算

告知書扱の範囲を超える死亡保険金額をご検討される場合は、アフラックまでお問い合わせください。

通算加入限度

通算加入限度は以下の表のとおりです。

<死亡保険金額*3の通算加入限度>

被保険者の年齢	通算加入限度
満14歳以下	1,000万円*4
満15歳以上満24歳以下	1億円
満25歳以上満70歳以下	5億円
満71歳以上	1億円

*3 死亡保険金額には「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の基本保険金額を含みます。

*4 アフラックおよび他社などの死亡に関する保険金(災害死亡保険金などを含む)を通算して1,000万円以下のご契約となります。

◎その他、アフラックの基準により限度額を定めています。詳しくはお問い合わせください。

Q2 保険金・給付金などをもらえない場合がありますか?

A2 このようなとき、保険金・給付金などをお支払いできません。

- 告知していただいた健康状態などが事実と違っていた場合。

変更(移行)後の保障については下記のような場合、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。詳しくは「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

■介護年金 コース

特約締結日(60歳、65歳、70歳、75歳または80歳の契約応当日)前日までに、被保険者について公的介護保険の要介護認定または要支援認定の申請が行われたことがある場合。

■医療保障 コース

- 医療保障 コースの保障が始まる日(保障移行日)より前に開始した入院・手術・放射線治療・先進医療の場合。
(ただし、お支払いの対象となる場合があります。詳しくは「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。)
- 治療以外の目的での入院や、入院の必要がない場合など。

◎その他、保険金・給付金などをお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q3 保険料はかけずてですか?

A3 この保険はかけずてではありません。

- 「WAYS」には解約払戻金はありませんが、満期保険金や配当金はありません。

- 契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年数などによって、アフラック所定の解約払戻金をお支払いします。なお、保険料払込期間中に解約した場合、アフラック規定により計算した解約払戻金に70%(既払込保険料に対する割合ではありません)を乗じた金額をお支払いします。

- ご契約後、短期間で解約した場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。また、保険料払込期間中の解約払戻金額は、既払込保険料を下回ります。

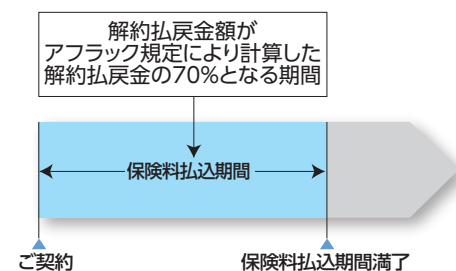
- 年金 コースに変更した場合、解約はできませんが、年金受取人は年金支払期間中いつでも、未払いの年金(現価)の一時支払を請求することができます。

- 介護年金 コースに変更した場合、解約はできません。ただし、公的介護保険の認定を受けなかった場合、介護年金受取人は払戻金を請求することができます。払戻金は、アフラック所定の利率により、経過年数に応じてお支払いします(介護年金として受取るより少ない金額となります)。

- 医療保障 コースに変更し、解約された場合、解約払戻金として入院給付金日額の30倍の金額と、変更後の死亡保険金額分の経過年数に応じた金額をお支払いします。

- 一括払(全期前納)について、保険料払込期間中に解約された場合は、解約払戻金に加え、保険料として充当しない金額(未経過保険料など)をお返しします。

- 被保険者が保障が始まる日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中にアフラック所定の身体障害状態になった場合には、次の払込期月以後の保険料のお払い込みを免除します(対象となる身体障害状態については、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください)。



Q4 税法上の取り扱いについて教えてください。

A4 | 保険料・保険金・年金・給付金の税金について

<保険料について>

- 納税する方が契約者（保険料負担者）、受取人が本人（契約者）または配偶者その他の親族（6親等内の血族と3親等内の姻族）であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」に分けられます。「WAYS」の保険料は、一般生命保険料控除の対象となります。

※将来変更(移行)するコースにかかわらず、保険料は一般生命保険料控除の対象となり、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

※一括払(全期前納)の場合、保険料払込期間の満了日までの間、契約応当日ごとに充当されるその年の保険料が、毎年生命保険料控除の対象になります。

＜死亡保険金について＞

- ご契約形態により、税の種類が異なります。

契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	相続税* ¹
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	所得税(一時所得)* ²
契約者(保険料負担者)、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税

*1 死亡保険金には、相続税非課税枠（契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数）があります。

*2 一時所得の課税対象額＝{(収入(解約払戻金額または死亡保険金額)－必要経費(払込保険料合計額))－特別控除}×1/2
特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円まで。

＜年金支払に移行した部分の年金について＞

- ご契約形態により、税の種類が異なります。

契約者(保険料負担者)と受取人が同一人の場合	所得税(雑所得)
契約者(保険料負担者)と受取人が異なる場合	年金受給権取得時に、その税法上の評価額に対して贈与税が課税されます。翌年から年金受取時には、課税・非課税部分に振り分け、課税部分に対して所得税(雑所得)が課税されます。

＜高度障害保険金・各給付金・介護年金について＞

- 受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

<リビング・ニーズ保険金について>

- 受取人が被保険者の場合、非課税となります。

◎2024年8月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

◎実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。